

固定通信分野における接続料と利用者料金関係の検証 に関するヒアリング

KDDI株式会社

2023/5/9



論点

- NTT東西の加入電話・ISDNと直収電話の競争状況、需要の動向はどうか

当社の考え

- 加入電話の契約数、直収電話の契約数ともに、直近5年間の需要の下降傾向に大きな変化はない状況。

[万契約]

		2017.3	2018.3	2019.3	2020.3	2021.3	2022.3
NTT東西加入電話		2,114	1,969	1,834	1,693	1,573	1,460
	前年度差		-145	-135	-141	-120	-113
直収電話		172	166	162	153	143	134
	前年度差		-6	-4	-9	-10	-9

出典：接続料と算定等に関する研究会（第71回）総務省資料71-4を基に当社が作成



論点

- 加入電話・ISDNの取り扱いについて改めて検討すべきではないか
- 検証の対象とすべきサービスや料金プランの見直しが必要か

当社の考え

- 接続料と利用者料金との関係の検証は、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確認するために検証を行うもの。（P4参照）
- ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備における競争優位性・市場支配力の観点、および旧来のネットワークに係るサービスにおける需要減少による接続料の上昇が危惧される点等を勘案し、「提供終了が決定したサービス」を除き、「第一種指定電気通信設備を利用する接続事業者が存在するサービス」について当該検証の対象とすべき。
 - ⇒現在の加入電話・ISDN(基本料)はドライカッパを利用する接続事業者が存在、加入電話・ISDN(通話料)は当該発着信接続料を支払う接続事業者が存在するため、検証対象に含めることが適当。
 - ⇒新しいサービスや料金プラン（ひかり電話ネクスト、フレッツ光クロス オフィスタイプ等）についても、上記観点を踏まえ、検証対象に含めることが適当。



<固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針（一部抜粋）>

目的

- 本指針は、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

- ① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともにその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。
- ② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と接続料等総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

論点

- モバイル網を用いた0ABJ-IP電話サービスと加入電話の(一般の利用者から見た)代替性について
- モバイル網を用いた0ABJ-IP電話サービスの利用者料金が、加入電話の利用者料金やドライカップパ接続料を下回る水準についてどう考えるか

当社の考え

- 当社「ホームプラス電話」においては、当初「メタルプラス電話」(固定電話)の提供終了※1に伴い移行先サービスの一つとして、提供開始。
- 当時、移行案内時において、**構成員限り** のお客様がホームプラス電話を選択しなかった。その大半 **構成員限り** はモバイル網を用いたサービスについて、**加入電話と同等の利便性が確保されていない点**などを理由としていた※2。
- そのため、サービスの特性・提供条件・スペックなどの観点から一定程度は加入電話の代替性を有するものの、加入電話を完全に代替するものではないと考えます。加入電話・ISDNをスタックテストの対象とするかどうかについては、あくまでも当該機能を利用する接続事業者が存在するかどうかで判断すべき。

※1 2016年6月30日をもって終了

※2 詳細はP5～P6参照



【2-1】メタルプラス電話終了時のお客様の選択

「メタルプラス電話」終了※にあたって、移行先のサービスとして

構成員限り

「ホームプラス電話」を推奨したが

は「ホームプラス電話」(無線)を非許容

※2016年6月30日をもって終了

構成員限り



【2-1】無線を許容しなかったお客さまの理由

ホームプラス電話を選択されなかったお客様の大半 が
無線を活用したサービスについて否定的に捉えている 構成員限り
その理由は光を用いた固定電話ではほとんど問題とならないもの

構成員限り

NTT加入電話を選択されたお客さまに、当社コールセンターで理由をヒアリングした結果をもとに作成



スタックテストに対する当社の考え（検証対象③）

7

論点

- 加入電話・ISDNに係るスタックテストは「基本料」と「通話料」において行われているところ、それぞれの取り扱いについて

当社の考え

- 本スタックテストが第一種指定電気通信設備接続料の認可要件であることを踏まえ、加入電話・ISDNにおける「基本料」と「通話料」においては、第一種指定電気通信設備の内、異なる接続機能を用いたサービスであり、現時点においては各々で接続事業者が存在していることから、現行の検証方法のとおり、分けて検証を実施することが適当であると考えます。

接続料と利用者料金関係の検証結果					
(単位: 億円)					
サービス	①利用者料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に占める差分の比率 (③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
加入電話・ISDN 通話料	113	75	38	33.6%	加入電話・メタルIP電話接続機能、市内通信機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、中継交換機回線対応部共用機能、IP-LRICモデルに係る要素機能、中継区間伝送機能、NGN(光IP電話接続機能)、IP通信網県間区間伝送機能、他事業者接続料
(注1) 利用者料金収入は、2021年度の実績。 (注2) 接続料相当は、各サービスで使用する設備ごとの2021年度の実績需要に2023年度適用接続料を乗じて算定しています。					
サービス	①利用者料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に占める差分の比率 (③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
加入電話・ISDN 基本料	1,804	1,388	416	23.1%	端末回線伝送機能(メタル端末回線・光信号端末回線・メタル加算料)、回線管理運営費、回線収容装置

長期増分費用方式

異なる接続機能を用いたサービスであり、
各々で接続事業者が存在する

各々分けて検証実施が適当

実績原価費用方式

出典：NTT東日本殿の2023年度適用接続料におけるスタックテスト検証結果報告資料

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

